

第二十五号の三様式(第十四条関係)

(表面)

地方税法第364条第7項の固定資産税納税通知書

第 令和	号 年度	納 税 者	住 所 氏 名						
普 通 税		固 定 資 産 税	百	十	万	千	百	十	円
1 固定資産税決定の明細									
税 額	区 分	価 格	課 税 標 準 額	税 率	税 額		徴 収 税 額		
	土 地								
	家 屋								
	償 却 資 産								
	合 計						円		円
2 各納期の納付額及び納期限									
期 別		納 付 額	納 期						
第 1 期			令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで					
第 2 期			令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで					
第 3 期			令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで					
第 4 期			令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで					
納 付 場 所									
上記のとおり各納期によつて納めて下さい。 令和 年 月 日 市 町 村 長 氏 名 印									

注意 裏面をよくお読み下さい。

(裏面)

- 1 この納税通知書は、地方税法(以下「法」という。)第364条第5項の規定によって徴収する固定資産税の納税通知書として交付されるものであつて、法第364条第5項の固定資産以外の固定資産に対する固定資産税については、別に固定資産税の納税通知書が交付されるものとあります。
 - 2 この納税通知書に記載された課税標準額は、その固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格(法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は附則第15条の3の規定の適用を受ける固定資産にあつては、その固定資産の価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、法第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により市町村において課税標準額とすることとなる金額をいう。以下同じ。)であり、また納税通知書に記載された税額は、この納税通知書に記載された課税標準額によつて仮に算定した税額(以下「仮算定税額」という。)であります。
 - 3 「徴収税額」は、仮算定税額の2分の1の範囲内の額であり、「各納期の納付額」は、仮算定税額を納期の数で除して得た額の範囲内の額であります。この納税通知書によつて徴収する固定資産税の総額は、「徴収税額」をこえることができないことになっています。
 - 4 法第389条第1項の規定によつて固定資産の価格等の通知が行われた場合においては、その通知に基いて算定した当該年度分の固定資産税(以下「本算定税額」という。)を徴収することとなります。この場合において、すでに賦課した税額が本算定税額に満たない場合においては、法第389条第1項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足税額を追徴し、すでに徴収した税額が本算定税額をこえる場合においては、法第17条又は第17条の2の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当します。
 - 5 この納税通知書の記載事項に不服がある場合においては審査請求を納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市町村長にすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(市町村長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- また、当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められる場合においては固定資産税額の修正の申出を納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市町村長にすることができます。
- 6 各納期までに税金を納付しなかつた場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、法律の定めるところによつて延滞金が徴収されます。

備考 道府県の納税通知書の様式は、これに準ずるものであること。